

四日市港管理組合パブリックコメント手続の流れ

管理組合が基本的な計画や条例（以下「計画等」という。）の案を作成する

- ・ 四日市港の政策に関する基本的な計画の策定又は改定
- ・ 住民等に義務を課し、又は権利を制限する条例の制定又は改廃に係る案の策定（分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）
- ・ 管理組合の基本的な制度を定める条例又は住民生活若しくは事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例の制定又は改廃に係る案の策定など



計画等の案を住民等に公表する

公表内容	公表方法	意見を提出できる人
<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画等の案の概要 ・ 計画等の案を作成した趣旨、目的及び背景 ・ 意見の募集期間、提出方法及び提出先など 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 四日市港管理組合ホームページ ・ 指定場所（担当課、経営企画課閲覧コーナー）で資料を閲覧 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内に在住、又は県内で何らかの社会的・経済的活動を営んでいる個人・法人その他の団体 ・ 四日市港のユーザー



住民等からの意見の提出（計画等の案の公表の日から1か月程度の期間）

提出方法

- ・ 担当課への持参
- ・ 郵便、ファクシミリ、電子メール等
文書又は電子的記録として残るものに限る
- ・ 意見には、住所、氏名等（県内に住所を有しないものについては、県内で社会的・経済的活動を営んでいること、又は計画等に影響を受けるものであることを証する事項を含む）を明記



提出された意見を考慮し意思決定を行い、管理組合の考え方を公表

- ・ 提出された意見を考慮して、計画等についての意思決定を行う
- ・ 提出された意見の概要及びそれに対する管理組合の考え方を公表
- ・ 計画等の案の修正を行った場合はその内容を公表